

# ■ 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に関連する救済措置及び 2020年7月1日施行改正規則の利用状況

## ウェビナー

**2021年3月24日**

PCT 法務・ユーザー関連部 リーガルオフィサー

毛利 峰子(Mineko Mohri)

# 本日の内容

- 新型コロナウイルス感染症に関連した救済措置
  - パンデミックのPCT業務への影響
  - 国際事務局 (IB) からの通信、IBへの書類の提出
  - 期限遅滞の許容（規則82の4.1）及び具体例
  - 優先権回復の主張（規則26の2.3）及び具体例
  - PCT/RO/117の発行再開、後払手数料の免除
- 2020年7月規則改正後の制度の利用状況
  - 誤って提出した要素又は部分（規則20.5の2）
  - 電子的通信手段の不通（規則82の4.2）
  - 国際予備審査の一件書類の利用（規則71及び94）

## 質問 4

新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、PCT出願及び代理業務にネガティブな影響を与えたと思いますか？

- 1) 全く影響なし
- 2) ほとんど影響なし
- 3) やや影響あり
- 4) 影響あり
- 5) かなり影響あり

# パンデミックのPCT業務への影響

## ■ PCT出願件数及びPCT業務への影響

- 出願件数 275,900 (+4%)

- WIPO国際事務局は、通常どおりPCT業務を継続

## ■ 各PCT官庁の閉庁日（日本語）

<https://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/page/index.xhtml?lang=JA>

- 期間の末日が閉庁日にあたる場合は、閉庁期間後の最初の就業日に期間が満了する (規則80.5)

## ■ 郵便に関する手続き上の救済措置

- 出願人宛に送付された郵便の遅延：7日ルール(規則80.6)

- 出願人により送付された郵便物の遅延又亡失：5日ルール（規則82.1）

# 国際事務局 (IB) からの通信

- 国際事務局 (IB) は、書類及び通知を電子的な通信手段 (PDFファイルを電子メールに添付) によって送付

Q. いつまで電子メールでの様式送付が続きますか？

A. 別途案内があるまで当面の間

- 「国際事務局との間の電子的通信手段について」  
[https://www.wipo.int/pct/ja/covid\\_19/communication.html](https://www.wipo.int/pct/ja/covid_19/communication.html)
- 複数のRO/JP出願について一括して電子メールアドレスを登録したい場合は、RO/JP担当チームへ連絡
- ePCT又は (公開後) PATENTSCOPE上で様式にアクセスすることも可能

# 国際事務局 (IB) への書類の提出

- 国際事務局に対する連絡及び送付は電子的な方法が望ましい
  - ePCT（高度な認証あり、又は認証なしどちらでも）
  - 緊急用アップロードサービス
  - 他に手段がない場合のみファックス
  - 優先権書類は、DAS（デジタルアクセスサービス）を可能であれば利用する
- 国際事務局宛に直接、書類を提出する際の注意
  - 署名：「ePCT上の署名」又は「自署」（紙提出）
  - RO/JPの署名プラクティスとの違いに注意

# 期限遅滞の許容（規則82の4.1） 具体例

- 規則82の4.1に基づく遅滞の許容が引き続き全面的に適用
- 国際事務局 (IB) は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に規則82の4.1「天災...その他これらに類する事由」に該当し、同規則が適用される旨解釈
  1. 請求を容易にするため関係者の居住地が影響を受けたことの「証拠の提出」を求めない（要件1免除）
  2. 期限に遅れた手続きと規則82の4.1の申請を速やかに行う（要件2）
  3. 本来の期限から6か月を超えてはいけない（要件3）
- 具体例：
  - 19条補正、規則92の2の変更届、優先権書類の提出等
  - 「優先期間」及び「国内段階移行期間」には適用なし

# 優先権回復の主張（規則26の2.3）具体例

- 優先権の回復請求（規則26の2.3及び49の3）
  - 国際出願は、優先期間満了の日から2か月以内になされる必要あり（注意）規則82の4.1の適用はない
  - 権限のある期間：国際段階では受理官庁
  - 回復請求書＋理由書
    - 優先権の徒過が故意ではない場合（Unintentional）
    - 優先権の徒過が、状況により必要とされる相当な注意を払ったにもかかわらず生じた場合（Due care）
- 具体例
  - 新型コロナウイルス感染症による出願判断の遅れ  
出願人と代理人との連絡不通、出願準備の遅れ、  
スタッフのミス、など



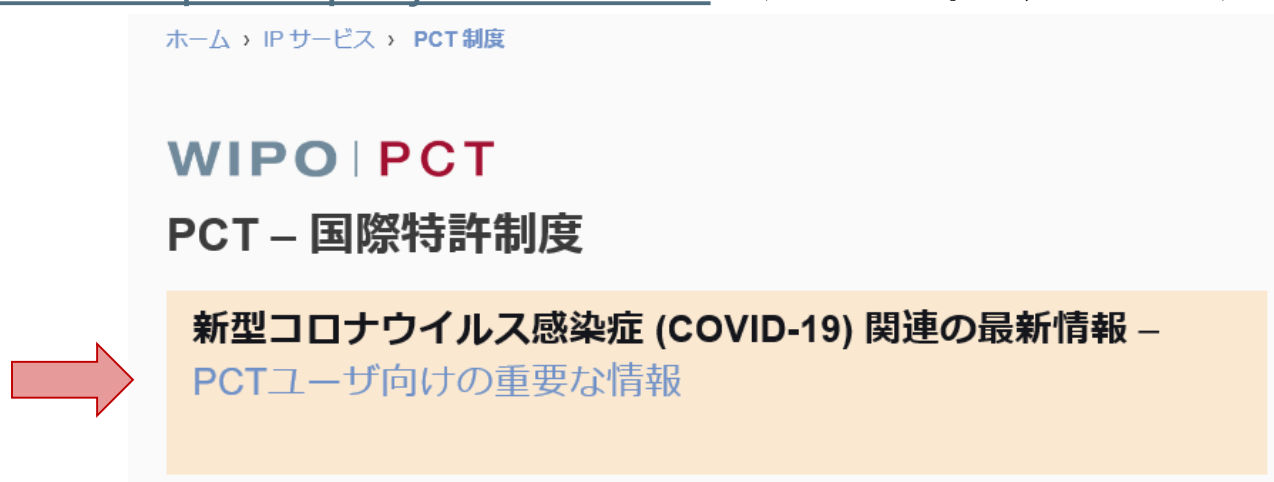
# 手数料未払いに基づく取下げ擬制の延期 及び後払い手数料の免除

- 所定の期間内に所定の手数料が全額支払われなかった場合については、受理官庁としての国際事務局（RO/IB）は、国際出願が取り下げられたとみなされた旨の宣言を行う様式PCT/RO/117の発行を延期する救済措置（WIPO事務局長による勧告 2020年4月9日）
  - 2020年7月1日以降、様式PCT/RO/117の発行を再開（RO/IB, RO/US）
- 出願人が所定手数料を支払っていない場合の「後払い手数料」を引き続き免除（RO/IB）
  - 追って公表するまで免除を継続予定

# 最新情報

- 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 関連の最新情報へは、PCT制度のトップページからアクセス可能：

<https://www.wipo.int/pct/ja/index.html> (2021年1月22日)



- COVID-19の世界的流行時における加盟国の知的財産政策情報収集のためのツール (IP政策トラッカー) (英語版):

<https://www.wipo.int/covid19-policy-tracker/#/covid19-policy-tracker/ipo-operations>

# 2020年7月1日発効のPCT規則改正： 制度の利用状況

- (1) 誤って提出された要素及び部分を引用により補充することの規定
- (2) 官庁が認める電子的な通信手段のいずれかの不通により期間が遵守されなかった遅滞を当該官庁が許容
- (3) 規則 4.11 に規定する願書における表示の補正又は追加
- (4) 国際事務局を介してのPCT手数料の送金に関する規定
- (5) 国際予備審査に関連する書類のうち新たな書類をPATENTSCOPE上で一般利用可能にする規定

**PCTウェビナー「PCT-2020年7年規則改正」**

**<https://www.wipo.int/pct/ja/seminar/webinars/index.html>**

## 質問 5

PCTニュースレターの定期配信を受けていますか？

- 1) いいえ
- 2) はい（英語版）
- 3) はい（日本語版）
- 4) はい（英語版・日本語版の両方）

# 欠落部分もしくは誤って提出された要素 または部分の手續に関する概要

	引用による補充		欠落部分/正しい要素・部分の提出	
	欠落部分	誤って提出された要素または部分	欠落部分	誤って提出された要素または部分
主な規則	20.5(d)、20.5の2(d)、20.6		20.5(b)および(c)	20.5の2(b)および(c)
国際出願日	維持される		変更される	
官庁による適用	一部のROおよびDOでは適用されない		すべてのROおよびDOにより適用される	
誤って提出された用紙の処理	該当なし	出願に残る (出願の一部として国際公開され、例えば明細書など、関連する要素の末尾に移動)	該当なし	出願から削除される (PATENTSCOPE上で表示されない)

注意1. 提出期限(規則20.7)

注意2. RO/IBへの送付(規則19.4)

WIPO | PCT  
The International  
Patent System

# 電子的通信手段の不通（規則82の4.2）

- PCT 規則 82の4 の修正：予測不能な IT 機能の停止または予定された IT メンテナンスのように、官庁が認める電子的な通信手段のいずれかの不通により期間が遵守されなかった遅滞を当該官庁が許容
  - 「優先期間」及び「国内段階移行の期間」には適用なし
  - 2020年7月1日以降に満了するPCT規則上の期間に適用
- 国内法/広域法が上記のような救済措置を規定している官庁は、国際事務局に通知すること
  - 上記のような一般的な規定について
  - IT機能の停止が起こった特定の状況について  
「官庁における電子的な通信手段の不通」  
<https://www.wipo.int/pct/ja/texts/unavailability.html>

# 電子的通信手段の不通（規則82の4.2）

官庁	システム	不通発生日	不通期間
EP (英語版)	CMS (英語版)	2020年11月26日 2020年11月27日	(11月26日) 8:00 a.m.～ (11月27日) 11:00 a.m.
	全てのオンラインサービス (英語版)	2020年11月26日 2020年11月27日	(11月26日) 11:25 p.m.～ (11月27日) 1:15 a.m.
	CMS (英語版)	2020年12月23日	8:20 a.m.～6:45 p.m.
IB (英語版)	【ePCT】	2020年7月12日 2020年7月13日	(7月12日) 7:20 a.m.～ (7月13日) 7:52 a.m.
JP (英語版)	不通発生の通知なし		
SE (英語版)	不通発生の通知なし		

# 国際予備審査の一件書類の利用

- 国際予備審査の一件書類中の情報の第三者による利用
  - 2004年1月より、国際予備報告及びその付属書は優先日から30か月経過後にPATENTSCOPE上に掲載
  - 2020年7月1日改正IPEAが作成したその他の書類も追加
- PCT 規則 71 及び 94 の修正
  - 国際予備審査機関 (IPEA) は当該機関の一件書類の中から特定の書類の写しをIBに送付し、IBは選択官庁に代わってPATENTSCOPE上で一般利用可能にする
  - 2020年7月1日以降にIPEAにより受理される書類又は作成される書類に適用（例えば、見解書、出願人が提出した抗弁又は補正）
  - 但し、書類送付の実施については、IPEAが技術的に準備できたときに開始する



# PCTお問い合わせ先

- PCT制度全般のお問い合わせは、  
PCTインフォメーション・サービスまで

[pct.infoline@wipo.int](mailto:pct.infoline@wipo.int)  
+41 22 338 83 38

- 本件ウェビナーに関する講師へのお問い合わせ

[mineko.mohri@wipo.int](mailto:mineko.mohri@wipo.int)  
+41 22 338 74 85